

一般事業主行動計画の概要

1. 計画期間 平成21年9月1日から平成23年8月31日（2年間）

2. 内容

目 標 1. 男性職員の育児への参加を促す具体策の検討・実施

- ・子供が生まれる際の父親の休暇の取得の促進
- ・男性職員の計画期間内で1人以上の育児休業取得

対 策 職員が仕事と育児を両立することができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮でき、充実した生活を送ることができるようにするために、育児をおこなう職員への支援策を充実させるための具体策を検討し実施する

女性のみならず、男性も積極的に育児に参加できるように制度の周知徹底は勿論、育児参加しやすい職場環境づくりを進めるための、具体策を検討し実施する

目 標 2. 所定外労働削減策の検討・実施

- ・週一回の定時帰宅日（ノー残業Day）の設置
- ・FV休暇の取得促進

対 策 所定外労働とは、非常に特殊な労働であることを認識し、各職場において業務の平準化・効率化を検討し実施する

週一回の定時帰宅日（ノー残業Day）の設置及びFV休暇の全職員取得促進について、実効ある制度として導入運用していくための方法を検討する